

みんなの ちょこっと相談

パートの年収、 得なのはいくら？

「130万円の壁」を超えないように働いていたのに、「壁」が106万円になることで働き方を迷われているのですね。

2016年10月から制度が変わり、以下の条件に当てはまる人は、働いている会社で社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入することになります。

- ・週20時間以上
- ・年収106万円（88,000円/月）以上
- ・勤務期間1年以上見込み
- ・従業員501人以上の企業
- ・学生以外

社会保険の被扶養者となる年収が、これまでの130万円未満から106万円未満に下がることで、加入対象範囲が広がります。

社会保険料の支払額は？

例えば、年収120万円で社会保険に加入すると、約13,700円の保険料が毎月の給料から差引かれます。手取りで年間10万円以上の減額となる保険料は、確かに大きな負担と感じられるでしょう。

今回は社会保険の相談でしたが、税金に関しては「103万円の壁」もあります。給料が年収103万円以下であれば所得税がかからない上に、夫も税金の控除を受けられる仕組みのことです。

大手スーパーで週5日、1日4時間のパートをしています。子育て中で会社員の夫との共働きのため、社会保険料のかからない年収130万円までで働いています。先日、職場で「今年の10月以降、年収106万円以上の人には社会保険に加入となる」と聞きました。勤務時間を減らした方が得でしょうか？



あなたの言うとおり、勤務時間を減らして収入を106万円未満に抑えれば、今までどおり夫の被扶養者のままで保険料を引かれることはありません。しかし、長い将来を考えると得なことばかりとは限りません。

損得は幅広く長い目で考えて

サラリーマンの妻にとって「130万円の壁」は厚く、それ以上にならないようにセーブしながら働いている人もいます。

でも、あなたはずっと今の条件のままで働きたいですか。子どもが成長し仕事にも慣れて、フルタイムで働きたいと思うかもしれません。子育てにはお金がかかるので、もっと稼ぎたいと思うかもしれません。「壁」を気にしなければ、仕事の選択肢が増えます。「壁」にとらわれず自分の働き方を決められるって、自由で素敵だと思いませんか。

また社会保険に加入すれば、将来、厚生年金がもらえるというメリットがあります。老後の家計が少し楽になります。今の手取り額だけで考えず、自分のライフ（人生）・キャリア（仕事）・マネー（お金）のバランスを考えて、働き方を決めてくださいね。

わからないことがあれば、すぐつぶ「働く女性のちょこっと相談」(p.7参照)もご利用ください。

回答者：西野 智子（当財団職員・労働問題アドバイザー・社労士）

-- <ミニ情報> --

国民年金は、全国民が加入対象です。厚生年金の対象は、主に会社員（条件あり）です。厚生年金に加入すると自動的に国民年金にも加入したことになり、受給条件を満たせば、将来両方の年金がもらえます。国民年金も厚生年金も、女性の年金額は男性よりも少ないのが現状です。

平成26年平均受給月額	女性	男性
国民年金受給者	51,455円	58,218円
厚生年金受給者	102,252円	165,450円

「平成26年度厚生年金保険・国民健康保険の概況」（厚生労働省HP）より